

## 令和4年第2回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅲ〕

議案番号	議 題	
第18号議案	春日井市防災会議条例等の一部を改正する条例について…	1
第19号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について……	6
第20号議案	春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……………	8
第21号議案	春日井市市税還付金等繰替基金条例を廃止する条例について……………	11
第22号議案	春日井市消防団条例の一部を改正する条例について……………	13
第23号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	16
第24号議案	春日井市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について……………	19
第25号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	21
第26号議案	朝宮公園テニス観覧スタンド外9棟整備工事の請負契約について……………	27
第27号議案	春日井市土地開発公社の経営健全化のための用地の取得について……………	28
報告第1号	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について……………	29
報告第2号	勤労福祉会館研修棟・体育館大規模改修その他工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	42
報告第3号	高蔵寺駅コンコース改修工事の変更契約の専決処分について……………	44

第 18 号議案

春日井市防災会議条例等の一部を改正する条例について

春日井市防災会議条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市防災会議条例等の一部を改正する条例

(春日井市防災会議条例の一部改正)

第1条 春日井市防災会議条例（昭和38年春日井市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(春日井市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 春日井市国民保護協議会条例（平成18年春日井市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ、会議を開き、議決することができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(春日井市町名等審議会条例の一部改正)

第3条 春日井市町名等審議会条例（昭和49年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(春日井市開発審査会条例の一部改正)

第4条 春日井市開発審査会条例（平成13年春日井市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次項」の次に「及び次条」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認

める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項並びに次条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、前条第2項中「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席者」とあるのは「可否を表明した委員」と、次条中「その会議に、優れた識見を有する者その他の参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる」とあるのは「優れた識見を有する者その他の参考人から、その説明又は意見を求めることができる」と読み替えるものとする。

（春日井市建築審査会条例の一部改正）

第5条 春日井市建築審査会条例（昭和58年春日井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（会議の特例）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項並びに次条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、前条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、次条中「の出席を求めて、その説明又は意見を聞くことができる」とあるのは「から、その説明又は意見を求めることができる」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 説 明

この案を提出するのは、附属機関において会議に代えて書面による審議を行うため必要があるからである。

第 19 号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市職員定数条例の一部を改正する条例

春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「1,462人」を「1,476人」に改め、同号イ中「893人」を「901人」に改め、同条第2項中「2,869人」を「2,891人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改正するため必要があるからである。



第 20 号議案

春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の育児休業等に関する条例（平成4年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する等のため必要があるからである。

第 21 号議案

春日井市市税還付金等繰替基金条例を廃止する条例について

春日井市市税還付金等繰替基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市市税還付金等繰替基金条例を廃止する条例

春日井市市税還付金等繰替基金条例（昭和40年春日井市条例第5号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、市税還付金等繰替基金を廃止するため必要があるからである。

第 22 号議案

春日井市消防団条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市消防団条例の一部を改正する条例

春日井市消防団条例（昭和41年春日井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号を削る。

第7条第2項第1号中「又は第3号のいずれか」を削る。

第10条中「召集」を「招集」に改め、「災害」の次に「(以下単に「災害」という。)」を加える。

第14条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基本団員及び機能別団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の表に定めるところにより出動報酬を支給する。

区分	単位	金額
災害及び警戒対応	4時間までごとにつき	4,000円
訓練、研修（基本団員に限る。）、啓発	1日につき	3,000円
会議、研修（機能別団員に限る。）、巡視、その他消防団長が認めるもの	1日につき	2,000円

第15条第1項を削り、同条第2項中「により」の次に「費用弁償として」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第2項の規定は、令和4年4月1日以後の職務の従事に係る報酬について適用し、同日前の職務の従事に係る報酬については、なお従前の例による。

## 説 明

この案を提出するのは、災害対応等に従事した団員に出動報酬を支給する等のため必要があるからである。



第 23 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,675円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,125円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,485円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第3項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「」及び「」の次に「と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」」を加える。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 説 明

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を減額する等のため必要があるからである。

第 24 号議案

春日井市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 春日井市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

春日井市生活環境の保全に関する条例（平成19年春日井市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「排出抑制」を「排出量の削減等」に改め、同条第1項中「排出の抑制」を「排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出量の削減等」という。）」に改め、同条第2項中「排出の抑制」を「排出量の削減等」に改める。

第18条第2項中「排出の抑制」を「排出量の削減等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に準じ、規定を整備するため必要があるからである。

第 25 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「第5条第1項から第3項」を「第5条第1項から第5項」に、「第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた」を「第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を確認した」に、

		1棟の総戸数が301以上のもの	269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅に係るもの（日本住宅性能評価表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。）	一戸建ての住宅		1 22,500円
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	63,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	96,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が11以上30以下のもの	175,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が31以上50以下のもの	295,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数

を

				で除して得た額
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	450,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	813,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1,106,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が301以上のもの	1,337,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

			1棟の総戸数が301以上のもの	269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	--	--	-----------------	--

に

改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査（同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。）の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた」を「第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を確認した」に、



		1棟の総戸数が301以上のもの		139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付した住宅に係るもの（日本住宅性能評価表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。）	一戸建ての住宅		1戸	8,200円
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの		29,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの		46,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が11以上30以下のもの		87,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が31以上50以下のもの		149,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの		231,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの		419,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの		569,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数

を

					で除して得た額
				1棟の総戸数が301以上のもの	685,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

				1棟の総戸数が301以上のもの	139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	に、
--	--	--	--	-----------------	--	----

				1棟の総戸数が301以上のもの	2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	を
--	--	--	--	-----------------	--	---

				1棟の総戸数が301以上のもの	2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	に
				長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円

改め、同表建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下	マンション管理適正化法第5条の4各号（第4号にあっては、マンシ	長期修繕計画の数が1である場合	1件	42,100円
		長期修繕計画の数が2以上である場合		42,100円に1を超える長期修繕計画の数

「マンション管理適正化法」という。)第5条の3第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	ン管理適正化指針に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合		に22,500円を乗じて得た金額を加えた金額	
マンション管理適正化法第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく認定の更新の申請に対する審査	ン管理適正化指針に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件 42,100円 42,100円に1を超える長期修繕計画の数に22,500円を乗じて得た金額を加えた金額	

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の次に2項を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

## 説 明

この案を提出するのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、新たに手数料を定める等のため必要があるからである。

第26号議案

朝宮公園テニス観覧スタンド外9棟整備工事の請負契約について

朝宮公園テニス観覧スタンド外9棟整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 朝宮公園テニス観覧スタンド外9棟整備工事
- 2 契 約 金 額 194,040,000円
- 3 契約の相手方 春日井市大和通2丁目41番地1  
株式会社協和コーポレーション
- 4 工 事 内 容 テニス観覧スタンド 鉄骨造平屋建  
建築面積 577.63㎡  
延べ面積 577.63㎡  
テニス倉庫外8棟 鉄骨造等平屋建  
建築面積 合計 192.49㎡  
延べ面積 合計 187.19㎡

第 27 号議案

春日井市土地開発公社の経営健全化のための用地の取得について

春日井市土地開発公社の経営健全化のため、次の土地を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 1 場 所     | 春日井市大泉寺町字大池下292番3ほか22筆        |
| 2 面 積     | 14,202.26㎡                    |
| 3 取 得 価 格 | 1,029,416,245円                |
| 4 契約の相手方  | 春日井市鳥居松町5丁目44番地<br>春日井市土地開発公社 |

## 報告第1号

令和3年度春日井市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第9号)を次のとおり専決処分する。

令和3年12月21日

春日井市長 伊 藤 太

## 令和3年度春日井市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度春日井市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,406,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,232,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		21,758,086	6,406,000	28,164,086
	1 国庫負担金	14,841,208	300,100	15,141,308
	2 国庫補助金	6,857,580	6,105,900	12,963,480
歳入合計		113,826,151	6,406,000	120,232,151

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		50,159,267	6,021,500	56,180,767
	1 社会福祉費	24,434,202	3,568,850	28,003,052
	2 児童福祉費	20,341,313	2,452,650	22,793,963
4 衛生費		12,568,284	384,500	12,952,784
	1 保健衛生費	7,254,254	384,500	7,638,754
歳出合計		113,826,151	6,406,000	120,232,151

令和 3 年 度

春日井市一般会計補正予算（第 9 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

# 1 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

### 歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	21,758,086	6,406,000	28,164,086
歳入合計	113,826,151	6,406,000	120,232,151

### 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	50,159,267	6,021,500	56,180,767	6,021,500				
4 衛生費	12,568,284	384,500	12,952,784	384,500				
歳出合計	113,826,151	6,406,000	120,232,151	6,406,000				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
1(項) 国庫負担金	14,841,208	300,100	15,141,308
2(目) 衛生費国庫負担金	1,421,991	300,100	1,722,091

2(項) 国庫補助金	6,857,580	6,105,900	12,963,480
2(目) 民生費国庫補助金	4,308,236	6,021,500	10,329,736
3(目) 衛生費国庫補助金	682,040	84,400	766,440

節		説明	
区分	金額		
1	保健衛生費負担金	300,100	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

2	児童福祉費補助金	2,452,650	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 2,450,000 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 2,650
3	生活保護費補助金	107,280	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
5	社会福祉費補助金	3,461,570	非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金 3,300,000 非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金 161,570
1	保健衛生費補助金	84,400	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1(項) 社会福祉費	24,434,202	3,568,850	28,003,052	3,568,850				
1(目) 社会福祉 総務費	7,694,936	3,568,850	11,263,786	3,568,850				

2(項) 児童福祉費	20,341,313	2,452,650	22,793,963	2,452,650				
2(目) 児童措置費	14,151,365	2,452,650	16,604,015	2,452,650				

4(款) 衛生費

1(項) 保健衛生費	7,254,254	384,500	7,638,754	384,500				
2(目) 保健予防費	4,320,625	384,500	4,705,125	384,500				

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	1,200	1 生活困窮者自立支援金支給事業 107,280
11 役 務 費	15,300	2 非課税世帯等への臨時特別給付金事業 3,461,570
12 委 託 料	143,250	
13 使用料及び 賃借料	2,300	
18 負担金、補助 及び交付金	3,406,800	需用費(1,200)の内訳 消耗品費 1,000 印刷製本費 200

11 役 務 費	2,650	子育て世帯への臨時特別給付金事業
18 負担金、補助 及び交付金	2,450,000	

7 報 償 費	15,200	新型コロナウイルスワクチン接種事業
10 需 用 費	24,700	
11 役 務 費	12,800	



項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	311,000		
14 工 事 請 負 費	800		
17 備 品 購 入 費	1,100		
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	18,900	需用費(24,700)の内訳 消 耗 品 費    2,480    印刷製本費    19,820 医 薬 材 料 費    2,400	

## 報告第2号

勤労福祉会館研修棟・体育館大規模改修その他工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、勤労福祉会館研修棟・体育館大規模改修その他工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、勤労福祉会館研修棟・体育館大規模改修その他工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和4年1月18日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 勤労福祉会館研修棟・体育館大規模改修その他工事（建築）
- 2 契約の相手方 高柳・服部特定建設工事共同企業体  
代表者 春日井市鳥居松町5丁目75番地  
株式会社高柳組  
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1  
株式会社服部工務店

### 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	885,500,000円	924,573,100円

報告第3号

高蔵寺駅コンコース改修工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、高蔵寺駅コンコース改修工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、高蔵寺駅コンコース改修工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和4年1月20日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 高蔵寺駅コンコース改修工事
- 2 契約の相手方 名古屋市中村区則武一丁目15番7号  
ジェイアール東海建設株式会社

### 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	214,500,000円	219,569,900円